

答 申 個 第 6 7 号

平成28年12月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 佐 伯 彰 洋  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年2月18日付け西区窓第107号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

氏名の訂正申出書の不存在による非開示決定事案 (諮問個第105号)



## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年12月9日に、実施機関の西京区役所市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「私はH23.4.8に文字の訂正を申しました。つきましては、文字の訂正の申出書を情報公開して下さい。」との個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年12月28日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成28年1月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）について  
異議申立人が求めている文書は、これまでの異議申立人とのやり取りから、「平成23年4月8日付けの氏名の訂正申出書」（以下「申出書」という。）であると解することができる。
- (2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について  
この申出書による文字訂正を終えた後、市民窓口課は、申出書を法務局に送付し、実施機関が写しを保有する必要のない取扱いとなっている。異議申立人からの申出書は既に市民窓口課から法務局に送付されているので、市民窓口課は申出書もその写しも保有していない。  
また、市民窓口課がその写しを必要とする際には、法務局から写しが発行されるため、市民窓口課において申出書の写しを保存していなくても事務上の支障もない。  
なお、異議申立人が控えを京都市のファイルで見たと主張するため、念のため、異議申立人に係る同種の文書を保存することとしている「●●氏対応一件ファイル」（平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号で開示済み）を確認したが、申出書の写しは保存されていなかった。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) H23. 4. 8に文字の訂正の申出をしました。  
その控（コピー）を京都市のファイルで見ました。  
あると思います。
- (2) 市窓課保存のファイルを確認したが見つからしいが私は封筒ごと返却を受けて家に保存していました。（今はその現物は地裁に提出しています）→金髪はコピーをとってファイル（保存）したと言った。
- (3) H24/3の2枚の文書を市窓課は毀棄した実績があります。今回も第三者の検証が必要です。なんでもありの、市窓課は特に信用できません。
- (4) H24/4法務局の〇〇氏より同書類をもらい市窓課長宛に郵送して経過が違うから訂正しろと申し出しました。（まだしつこく継続中です）だから、「私発、市窓課長宛の郵便物もファイルされていました。探して公開しろ」

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件文書について  
異議申立人が求めている文書は、個人情報開示請求書、異議申立書及び理由説明書から、「平成23年4月8日付けの氏名の訂正申出書」であると認められる。
- (2) 本件処分について  
ア 実施機関は、次のように主張している。  
申出書による文字訂正を終えた後、市民窓口課は、申出書を法務局に送付し、実施機関が写しを保有する必要のない取扱いとなっている。異議申立人からの申出書は既に市民窓口課から法務局に送付されているので、市民窓口課は申出書もその写しも保有していない。  
また、市民窓口課がその写しを必要とする際には、法務局から写しが発行されるため、市民窓口課において申出書の写しを保存していなくても事務上の支障もない。  
なお、異議申立人が控えを京都市のファイルで見たと主張するため、念のため、異議申立人に係る同種の文書を保存することとしている「●●氏対応一件ファイル」（平成26年9月5日付け京

都市指令西区窓第12号で開示済み)を確認したが、申出書の写しは保存されていなかった。

イ これに対して、異議申立人は、「H23.4.8に文字の訂正の申出をしました。その控(コピー)を京都市のファイルで見ました。あると思います。」等と主張している。

ウ 戸籍記載完了後の届書類の整理・保存・送付について、戸籍法施行規則第48条第1項及び第2項において、次のとおり規定されている。

第48条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によって、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

2 前項の書類で本籍人に関するものは、1箇月ごとに、遅滞なく管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを送付しなければならない。

エ 上記ウの条項によれば、実施機関が主張するとおり、市民窓口課は、異議申立人の申出書のとおり文字訂正を終えた後、その申出書を法務局に送付し、市民窓口課がその写しを保有する必要のない取扱いとなっていることが確認できる。このことからすれば、本件請求時点で、異議申立人から受け取った申出書が既に市民窓口課から法務局に送付されており、市民窓口課は申出書もその写しも保有していないとの実施機関の主張に不自然なところはない。

また、市民窓口課がその写しを必要とする際には、法務局から写しが発行されるので、市民窓口課において申出書の写しを保存していなくても事務上の支障もないことからそのことは明らかである。

オ なお、異議申立人が平成23年4月8日に文字の訂正の申出をした際の控え(コピー)を京都市のファイルで見たと主張するため、当審査会は、実施機関が異議申立人に係る同種の文書を保存している「●●氏対応一件ファイル」の目次を実施機関に提出させて確認したところ、当該ファイルには50件の文書が保存されており、その中で最も古い文書は平成23年5月23日付けのものであった。

カ これらのことからすると、本件請求に係る文書を保有していないとする実施機関の主張に関して、特に不合理な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

#### 1 審議の経過

平成28年 2月18日 諮問

平成28年 3月18日 実施機関からの理由説明書の提出

5月12日 異議申立人からの意見書の提出

11月21日 審議（平成28年度第6回会議）

12月26日 審議（平成28年度第7回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

## 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）